

仕様書

- 1 件名
ビルジ処理（舞鶴港）
- 2 仕様
 - (1) 品目、予定数量及び予定回数
品目 ビルジ
予定数量 50, 200リットル
予定回数 8回
 - (2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に基づき適正に処理すること。
 - (3) 回収に際し、流出することのないよう厳重に注意し、流出した場合は直ちに防除処置を実施し、監督職員に連絡すること。
なお、流出等により生じた経費については請負業者の負担とする。
 - (4) 上記数量は、契約期間における予定数量合計を示したものである。
 - (5) 受注者は海防法第二十条第一項により国土交通大臣又は国土交通大臣から委任を受けた者から廃油処理事業の許可を受けていること。
- 3 履行場所
舞鶴港に停泊中の指定する船舶
- 4 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
実施日は当庁が指定する日とする。
- 5 検査
産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票を提出し、検査職員の検査を受けること。
- 6 支払条件等
検査合格後、毎月払い
官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。
- 7 その他
 - (1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従うこと。
 - (2) 契約締結後、履行日等について監督職員へ連絡すること。
 - (3) 本作業にあたり、付帯的に生じた作業は、受注金額の範囲内で完全に施行すること。

- (4) 受注者の過失により当庁財産を損傷、亡失等したときは、速やかに監督職員に報告し、受注者の責により弁償すること。
- (5) 使用部品その他は、監督職員の指示を受け使用すること。
- (6) 履行に際し、知り得た事実については、他に漏洩してはならない。

8 仕様に関する問合せ先
舞鶴海上保安部管理課渉外係
0773-76-4120